

議案第 83 号

交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 6 年 1 1 月 2 8 日 提出

交野市長 山 本 景

提案理由 児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいため。

## 交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

### 交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項第1号中「所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の12月31日において生計を維持したもの」を「加算対象扶養親族等（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）第9条第1項及び第9条の2に規定する扶養親族等のうち、控除対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族をいう。次号において同じ。）に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族（所得税法に規定する扶養親族をいう。次号において同じ。）以外のものをいう。）及び生計維持児童（法第9条第1項及び第9条の2に規定する児童をいう。）」に、「とき」を「とき。」に改め、同項第2号中「扶養親族等」を「加算対象扶養親族等（法第10条に規定する扶養親族等のうち、控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。）」に、「とき」を「とき。」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。